

令和2年度発達障害早期支援事業実施要項

宮城県教育庁特別支援教育課

1 目的

発達障害のある幼児児童を早期に発見し、必要な合理的配慮を適切に実施できるシステムの構築を目指し、幼稚園、保育所、認定保育園（以下「幼稚園等」という。）における相談活動の充実を図るため、モデル地域を設定のうえ、県立特別支援学校コーディネーターによる巡回相談及び外部専門家派遣を実施する。

2 実施内容

対象モデル地域内に設置されている幼稚園等において、教育・保育中の園児・幼児の中で発達障害の疑いや、教育上の特別の配慮に関する保護者との考え方に合意が得られない等、指導・支援が困難なケースが生じた場合に、その申請に基づき、事業予算の範囲内において、下記の支援を行う。

支援方法	支援内容	支援可能回数等
(1) 巡回相談	県立特別支援学校コーディネーターによる幼稚園等への巡回相談を実施し、対象園児・幼児の発達に応じた助言を実施	・ 1 ケース 2 回を想定 ・ 3 回以降は応相談
(2) 外部専門家派遣 (臨床心理士等)	(1) 巡回相談を受けたケースのうち、より専門的な助言を受けるために外部専門家を派遣するもの	・ 1 市町村 1 回を想定 ・ 2 回目以降は応相談

3 対象モデル地域

仙台市を除く全市町村

4 実施期間

令和3年3月まで

5 申請方法

(1) 巡回相談

イ 支援を希望する幼稚園等は、派遣申込書（別紙様式1）を特別支援学校もしくは市町村教育委員会より入手し、必要事項を記入のうえ、市町村教育委員会へ提出する。

ロ 市町村教育委員会は、申込書の提出があった場合には、地域の県立特別支援学校長に連絡し、巡回相談について依頼する。

ハ 県立特別支援学校長は、校内で巡回相談についての調整を行い、市町村教育委員会にその結果を通知する。

(2) 外部専門家派遣

- イ (1) 巡回相談の実施後、さらに外部専門家派遣支援を希望する幼稚園等は、外部専門家派遣申込書(別紙様式2)及び状況報告書(別紙様式3)を特別支援学校もしくは市町村教育委員会より入手し、必要事項を記入のうえ、市町村教育委員会へ提出する。
- ロ 市町村教育委員会は、イの申込書等の提出があった場合には、特別支援教育課に連絡し、外部専門家派遣について調整を行うとともに、イの申込書等の原本を提出する。

6 相談・派遣対応

(1) 巡回相談

- イ 県立特別支援学校コーディネーターは、申し込みのあった幼稚園等と巡回相談日程の調整を行う。
- ロ 県立特別支援学校コーディネーターは、巡回相談を実施するとともに相談終了後、相談記録を作成し、特別支援教育課に提出する。

(2) 外部専門家派遣

- イ 特別支援教育課は、外部専門家及び申し込みのあった幼稚園等と派遣日程の調整を行う。
なお、派遣に際しては、巡回相談に対応した県立特別支援学校コーディネーターや市町村教育委員会の担当者等、就学に関する担当者が同席できるよう努める。
- ロ 派遣された外部専門家と幼稚園等との相談・ケース会議等の対応時間は2時間とし、支援を受けた幼稚園等は、派遣実施後の解決状況を把握する必要があることから、終了後2か月以内に外部専門家派遣状況報告書(任意様式 A4 1枚程度)を市町村教育委員会へ提出する。
- ハ 市町村教育委員会は、外部専門家派遣状況報告書の提出があった場合には、内容を確認した後、特別支援教育課に原本を提出する。

7 経費負担

巡回相談に係る県立特別支援学校コーディネーターの旅費及び外部専門家派遣に係る旅費・報償費は、予算の範囲内で特別支援教育課が負担する。

なお、巡回相談については、年間68回、外部専門家派遣については34回分の旅費及び報償費を当初予算で措置済みである。